

平成20年9月22日

内閣総理大臣	福田康夫様
農林水産大臣臨時代理国務大臣	町村信孝様
厚生労働大臣	舩添要一様
内閣府特命担当大臣 消費者行政推進担当	野田聖子様

社団法人 北海道消費者協会
会長 橋本智子

汚染米の不正転用並びに食品の輸入検査に関する申し入れ

複数の米穀加工販売会社が非食用として政府から購入した汚染米を食用に転売していたことが発覚するとともに、中国で発生したメラミン添加粉乳による健康被害事件が国内の食品産業まで影響を及ぼし、国民に不安を与え大きな社会問題となっている。

これらの事件は、食の安全・安心を求める国民の信頼を裏切る許し難い事件であり、不正を行った事業者の企業責任の欠如に強い怒りを覚えるとともに、不正を見抜くことができなかった国のずさんな監視及び輸入検査体制を糾さざるを得ない。

国は、国民が安心して生活できるよう食品の安全を確保し、このようなことが二度と起きないように、次の事項を緊急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 汚染米事件の全容を徹底解明し、責任の所在を明らかにし、公表すること。
- 2 汚染米が食用に使用されることがない厳格な監視体制の確立
- 3 食品の輸入検査体制を充実・強化し、問題のある食品が国内で流通しないよう再発防止策を早急に講じること。